

平成25年度
我が国循環産業海外展開事業化促進事業
募集要領

平成25年2月

平成 2 5 年度 我が国循環産業海外展開事業化促進事業

募集要領 . . . 1

申請書様式 . . . 9

「平成25年度 我が国循環産業海外展開事業化促進事業」

募集要領

1. 事業の目的

現在、アジアをはじめとする途上国では、急速な経済発展に反して廃棄物の適正処理が追いつかず、環境汚染が懸念される状況にあり、一部の途上国において不適切な廃棄物処理が行われている例が報告されています。

また、我が国は、これまで廃棄物処理、リサイクルに係る時代の要請に応じて循環産業、技術を向上させてきており、その結果として我が国循環産業は環境保全及び循環資源において先進的な技術を有しています。

こうした先進的な我が国循環産業が海外において事業展開することを支援し、世界規模で環境負荷の低減を実現するとともに、我が国経済の活性化につなげるため、環境省では、平成23年度より「日系静脈産業メジャーの育成・海外展開促進事業」を開始し、循環産業の育成・海外展開に取り組んでいます。平成25年度からは、我が国循環産業の国際展開を強力にバックアップするプラットフォームの構築を本格的に開始するとともに、今まで実施してきた廃棄物適正処理に係る二国間協力とも有機的に結びつけ、我が国の優れたインフラ関連産業の一つとして積極的に国際展開を支援するため、「我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業」と名を改め、さらに充実した支援を行っていきます。この事業の一環として、我が国循環産業による廃棄物処理・リサイクル分野における具体的な海外展開の計画のある事業について、実現可能性調査の実施等を支援するため、平成25年度における支援の対象事業を公募いたします。

2. 対象事業

支援対象とする事業は、次の(1)から(3)の全てに合致する具体的な海外展開の計画のある事業です。

(1) 海外展開事業の内容

次の 又は に該当する事業であって、今後数年以内に事業開始を計画しているもの

海外において、廃棄物等の収集・運搬、中間処理、リサイクル、最終処分に関するサービスを提供する事業

海外において、 の事業を実施する行政や事業者からの委託を受け、これに必要な施設を建設する事業

(注) なお、「汚水処理」については、主たる廃棄物処理・リサイクル事業の一部として付随して実施される場合を除き、対象事業には含まれません。また、下水汚泥のメタン発酵処理など循環資源を取り扱うものは対象事業に含まれますが、排水処理設備に特化したものは対象事業には含まれません。また、技術供与のみで、廃棄物処理・リサイクルサービスの提供、これに必要な施設建設に該当しない事業は、対象としません。

(2) 海外展開事業の実施国

特に対象国の制限は設けませんが、支援対象事業の採択においては、我が国との外交上、経済活動上の関係の深さや距離的な条件等を考慮します。

(3) 海外展開事業の実施者の要件

対象とする海外展開事業の実施者は、以下のいずれかの民間法人とします。

我が国に本社又は主たる事務所をおいている法人であって、海外に本社又は主たる事務所をおいている法人の子会社でない法人
の法人の子会社であって、海外に本社又は主たる事務所をおいている法人

3. 支援事業の内容

次の(1)及び(2)の両方を実施するものを支援対象とします。

(1) 海外展開計画事業の実現可能性調査

海外展開を行う計画の事業について、次の項目からなる実現可能性調査(以下「FS」という。)を実施するもの(、、は必須ではない)。

海外展開を計画している事業の計画案策定

対象地域、処理対象廃棄物の種類、利用技術等を明確化し、その導入規模を仮に設定した事業計画案を策定する。また事業計画案には、事業規模、事業運営計画、事業実施体制、事業化スケジュール案等を含む。

対象地域における現状調査

事業の実現可能性を評価するために必要と考えられる現状の調査として、事業対象地域における処理対象廃棄物の発生・処理の状況、廃棄物処理・リサイクルの制度・政策、社会・経済状況、再生品・再生エネルギーの売却単価、事業に必要なコスト(イニシャルコスト、ランニングコスト等)等を調査し、整理する。

廃棄物の組成、性状等調査

必要に応じ、対象地域における処理対象廃棄物の組成、性状等に関し、サンプリングし分析する等の調査を実施する。

現地政府・企業等との連携構築

事業を実施する上で必要な現地政府(現地の中央政府、地方政府等)や企業(現地企業、第三国の企業等)との連携状況の整理を行うとともに、今後の連携可能性について下記の(2)の活動を通じて分析・検討を行う。

パイロット試験の実施

必要に応じ、海外展開を計画している事業について、当該事業で計画している廃棄物処理・リサイクルを小規模で試験的に実施するパイロット試験を実施する。

事業性、環境負荷削減効果等の評価

～の結果を考慮した上で、対象事業の事業性(採算性)、環境負荷削減効果(廃棄物対策・リサイクルへの貢献、CO2排出削減等)、社会的受容性等を評価する。

実現可能性の評価

の結果をもとに、事業の実現可能性を評価する。

実現可能性を改善する行政施策の提案

事業の実現可能性を改善させることにつながる現地の行政施策(分別収集の制度、廃棄物の譲渡価格への介入、施設整備への補助金など)について検討する。適切な施策があれば提案をまとめる。

事業計画案の見直しと実現可能性の再評価

必要に応じ、事業計画案を見直し、実現可能性を再評価する。

報告書及び概要資料作成

得られた結果を踏まえ、事業計画案、対象事業の事業性、環境負荷削減効果、実現可能性の評価結果等を対象地域の行政、事業者等の関係者に提案できる形で報告書をまとめる。事業の実現可能性を改善できる現地の行政施策があれば、これも報告書にまとめる。また、報告書の概要を説明できる資料を作成する。

(2) 海外展開の枠組み構築のための関係者合同ワークショップ等の開催

現地での海外展開の枠組みを構築していくため、海外展開事業を計画している事業者、FS 実施者、その他日本側関係者と現地の行政当局、関係団体、パートナー企業等の関係者との間で、海外展開事業計画案、FS の計画や実施状況、事業推進に向けた協力等について情報共有・意見交換を行う「関係者合同ワークショップ」を開催する。また、合同ワークショップの開催地は現地が望ましいが、有効だと考えられる場合には現地関係者を招聘し、日本国にて開催しても良い。

この他にも、現地での海外展開の枠組みを構築するために、現地を訪問し、関係者との間で適宜、事業計画案の説明や協議等を行っても良い。

4. 支援事業に関するその他の留意事項

(1) 支援事業への応募者の要件

次の または のいずれかの者であって、かつ、 、 、 のいずれかを満たす者とします。

2.(3)の要件を満たす者であって、支援対象となる海外展開事業計画について、自らが事業遂行の中心的な役割を果たすこととなる事業者

の者を含み、地方自治体、その他の共同事業者から成るコンソーシアム

平成25年度の環境省競争参加資格(全省庁統一資格)の「物品の製造」、「物品の販売」、「役務の提供等」において、申請書提出時までに「A」、「B」、「C」又は「D」級に格付されている者

自治体における廃棄物処理に係る調達業務への入札参加資格を取得している者

自治体における一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の許可を取得している者

なお、 の要件は を満たす事業者を主幹事とし、複数の者が共同してFSを実施することを妨げない。

(2) 支援期間

最長で支援対象事業採択後の契約締結日から、平成27年3月31日(火)までの2カ年度とします。

なお、本公募に係る契約締結は、当該契約に係る平成25年度当初予算が成立し、予算の示達がなされることを条件とし、契約締結日は平成25年度当初予算が成立した日以降とします。

また、初年度において、十分な調査ができていない案件、将来的な海外展開が困難と評価された案件については、2年度目の支援を行いません。

2年度目の支援は平成26年度予算の成立が前提となります。

5. 選考について

(1) 選考方法

環境省において対象事業への該当性等について書類審査の後、有識者及び環境省職員で構成される「我が国循環産業海外展開事業化促進事業・対象事業選定・評価専門家会合」による

書類選考

ヒアリング

審査を行い、採択事業を決定します。

(2) 選考基準 (別添 1 参照)

下記の基準に基づき選考を行います。

0. 「循環産業活性化への貢献」

- 応募された廃棄物処理・リサイクル事業が、我が国の循環産業の知見やノウハウを活用したものであり、循環産業の活性化に貢献するものか。

- <新規性>

応募された廃棄物処理・リサイクル事業が、新たな技術・ビジネスモデルの適用を含むか。

- <事業規模>

応募された廃棄物処理・リサイクル事業は現地の現状を十分に改善できる規模か。

1. 「3 Rの推進、廃棄物の適正処理、その他環境負荷の低減への貢献」

- 応募された廃棄物処理・リサイクル事業が、3 Rの推進、廃棄物の適正処理に貢献するものか。

- その他の環境負荷の低減に貢献するか。

- <環境負荷低減効果の大きさ>

廃棄物処理への貢献やその他の環境負荷の低減に大きな効果を上げられるものであるか。

2. 「事業の実現可能性」

- 応募された廃棄物処理・リサイクル事業が、現地の制度や社会的状況から見て実現可能か。

- 事業実施における収支の見通しから見て事業性(採算性)があると見込まれるか。また、期待される収益は十分か。

- <事業の熟度>

応募者等のこれまでの取組により、応募された廃棄物処理・リサイクル事業の実現可能性についての検討や現地関係者との合意形成がどの程度進んでいるか。

3. 「調査の実施計画」

- FS実施の計画が具体的であり、妥当なものであるか。

- ワークショップの計画が具体的であり、妥当なものであるか。

4. 「事業実施の体制」

- 主たる応募者が、将来的に応募された廃棄物処理・リサイクルを実施する法人(事業会社)となることが計画されているとともに、当該応募者が海外展開を行うための十分な組織体制、経営基盤、技術力等を有しているか(自己資金の準備等)。

- <体制の熟度>

事業を実施する法人の体制が、海外展開にあたって必要な知見、ノウハウ等を十分に備えているか(知見、ノウハウ等を得る体制となっているか)。

- 応募されたFSを実施する法人が、FSを実施するための十分な組織体制、技術力を有しているか(外部の協力者に調査の一部を行わせる場合は、調査の根幹部分を提案者が実施すること、協力者等の役割分担が明確で、適切であることが必要)。

- FSの従事者が本調査に従事する十分な時間があると認められるか。

5. 「組織の環境マネジメントシステム認証取得状況」

- ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージ等を取得しているか。(証明書を発行されたものに限る)

(3) 選考結果

選考結果は、平成25年4月下旬頃(予定)に文書にて連絡します。

採択された事業は、HP等を通じて公表します。

* 採否の理由についての問い合わせには応じられません。あらかじめご了承ください。

* 採択された事業については、法人名(共同提案者名を含む)、海外展開計画国・地域名、プロジェクトの名称などを公表しますので、あらかじめご了承ください。

6. 応募方法について

(1) 応募先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

担当：大東、市川

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL：03-5521-8336

(2) 応募方法

所定の書式による申請書、添付資料1(事業概要資料)、添付資料2(事業詳細資料)に必要事項を記入の上、上記申請書類一式(正本1部、副本10部)、その他添付資料一覧(11部)を同封して、上記あて先まで郵送(宅配便でも可)又は持参してください。

* E-MAIL、FAXによる応募は受け付けません。

* 申請書は返却しません。あらかじめご了承ください。

募集要領及び申請書は環境省HP

(<http://www.env.go.jp/>)

上の報道発表「平成25年度我が国循環産業海外展開事業化促進事業の公募について」(お知らせ)からのダウンロードが可能です。

(3) 受付期間

平成25年2月22日(金)～平成25年3月27日(水)17時 必着

(4) 公募説明会

公募説明会を下記の日程で開催します。なお、説明会への参加は必須ではありません。

日時(仮)

平成25年3月8日(金)10:30～12:00

場所(仮)

東京都千代田区霞が関1-2-2

合同庁舎5号館19階環境省第3会議室

応募先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

担当：大東、市川

E-mail：MEJOR-JUNKAN@env.go.jp

FAX：03-3593-8262

応募方法

任意様式にて、参加者名、会社名、連絡先（電話番号、E-mail、FAX番号）を記載のうえ、上記提出先まで、E-mail又はFAXにて提出して下さい。

受付期間

平成25年2月22日（金）～平成25年3月7日（木）12時 必着

その他

当日は参加者の名刺の提出をお願い致します。

注）公募説明会への参加は、応募への必要条件とは致しません。

（５）公募に対する質問

質問提出先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室

担当：大東、市川

E-mail：MEJOR-JUNKAN@env.go.jp

FAX：03-3593-8262

質問提出方法

任意の様式にて、会社名、質問内容、担当者名、連絡先（電話番号、E-mail、FAX番号）を記載のうえ、上記提出先まで、E-mail又はFAXにて提出して下さい。

受付け期間

平成25年2月22日（金）～平成25年3月13日（水）17時 必着

質問への回答

質問への回答は、質問提出者ならびに公募説明会に出席された方々へE-mailにて送信致します。

7．注意事項

（１）契約の形態、金額等

契約の形態は環境省が事業発注する請負契約となります。2カ年度の事業であっても、単年度毎に請負契約を行い、契約金額については当該年度の事業終了後の支払いとなります。（前払い・中間払いはありません）

なお、3．（１）の実現可能性調査及び3．（２）のワークショップ開催の事業経費の総額は、1事業あたり3,000万円（税込み）までを上限とし、採択件数は7件程度を予定しています。具体的な金額については、請負契約の手続き段階で、事業計画を精査の上決定します。また、「我が国循環産業海外展開事業化促進事業・対象事業選定・評価専門家会合」による審査及びヒアリング審査の結果、事業の熟度や具体性等に応じて減額される場合もあります。したがって、決定される契約金額は、応募者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではありません。

（２）支援対象経費

事業実施のために直接必要な費用であって以下の費目に該当するもののみが対象であり、当該事業実施で使用されたことを証明できるものに限りです。また、下表に示した費目に該当しない経費は支援対象となりません。このため、契約時に下記の費目に基づいた支出計画の提出と、事業終了時に支出実績報告の提出が必要となります。

また、見積に基づかない高額な積算、実態が不明瞭な積算については、必要な経費と認めませんので、ご留意ください。

なお、費目については下表のとおり分類してください。

人件費	本事業実施のために必要な人件費に限ります。
旅費	現地調査やワークショップ開催のために関係者が現地に出張する際に必要となる外国旅費、国内の関係者が事業の調整を行う際の国内旅費、海外の行政当局等の関係者を協議等のため我が国に招聘する際の外国旅費・国内旅費に限ります。単価等は「国家公務員等の旅費に関する法律」に準ずることとします。
物品費	本事業の実施に直接必要な備品等の購入及びリースに直接要する経費です。リース可能なものはリースにより対応してください。
印刷製本費	本事業の成果報告書、現地ワークショップの資料等の印刷、製本に要する経費です。
通信運搬費	本事業に直接必要となる切手、はがき、運送代、通信・電話料等であって、本事業に使用する経費です。
借料及び損料	会場借料及び損料、器具機材借料及び損料、物品等使用料等です。
会議費	現地ワークショップや国内での事業の調整のための会合等を行う際の会場費、設備使用料、人件費、飲食料等の経費です。
通訳・翻訳料	現地ワークショップ等の際の通訳料、文献や報告書等の翻訳料です。
試料分析費	現地の廃棄物の組成・性状等を調査するための外部分析機関等への委託料です。
パイロット試験設備整備費	パイロット試験を実施するための設備の整備に直接要する経費です。リース可能なものは必ずリースにより対応してください。
パイロット試験材料費	パイロット試験を実施するために必要な材料の購入に直接要する経費です。
外注費	本事業の業務の一部を委託することに要する経費であって、他に掲げられた経費以外のものです。外注費は全体経緯の半額以下とします。
一般管理費	上記各費用から外注費を除いた合計額の15%以下の費用であって、その他事業の実施のために必要な費用です。

(3) 採択された場合の留意点

採択された場合は、事業内容の詳細について打ち合わせの上で、環境省と請負契約を結んでいただきます。その際、契約関係書類が別途必要となりますので、担当者の指示に従って書類の準備をお願いします。

キックオフミーティング（平成25年5月頃開催予定（開催地：東京））、マイルストーンレビュー（1回目：平成25年10月頃開催予定、2回目：平成26年度2月頃開催予定（開催地：東京））、「我が国循環産業海外展開事業化促進事業・対象事業選定・評価専門家会合」（中間報告会：平成25年11月頃開催予定、最終報告会：平成26年度3月頃開催予定（開催地：東京））、静脈産業海外展開促進フォーラム（総会、分科会：開催時期未定（開催地：未定））への出席及び報告が求められます。また、当該会合での報告用の資料を作成することが求められます。事業終了後であっても、事業の成果のフォローアップ等のための会議等への出席、報告等を依頼する場合がありますので、ご了承ください。

（４）環境省が別途発注する本事業のコーディネーターとの協力

環境省では、本事業の対象事業選定、進捗状況管理及び成果の評価をサポートするコーディネーター業務を、別途発注する「平成25年度 我が国循環産業の戦略的国際展開に向けた支援・マネジメント業務」請負企業（以下（甲））に実施してもらいます。

本公募への申請事業者及び採択された事業の実施者は、（甲）の依頼に基づき、進捗状況や成果についての報告、資料の作成、会議への出席等を実施していただくことになります。

なお、コーディネーター業務の中立性を確保するため、本事業の事業提案やコンソーシアムに参加される場合には、コーディネーター業務への応札はご遠慮いただきます。

（５）事業化の努力

本事業の終了後、対象となった廃棄物処理・リサイクル事業の海外展開を計画していた事業者は、当該事業の海外展開に努めなければなりません。

また、事業終了後5年間、毎年度環境省に海外展開の進捗状況について報告していただきます。

（６）成果の公表

採択した事業の報告書については、環境省が公表します。

8．著作権等の扱い

（１）本事業の報告書に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとします。

（２）本事業の報告書に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとします。

（３）納入される報告書に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとします。

申請書様式

申請書構成

申請書

A 4 版 1 枚で作成する

添付資料 1 (事業概要資料)

事業概要資料として、パワーポイント 3 枚以内で作成する

添付資料 2 (事業詳細資料)

1. 申請対象の海外展開事業名と申請金額

2. 申請法人の概要

共同事業提案又はコンソーシアム方式による提案の場合は幹事会社名を記載

3. 申請内容に関する問い合わせ先

4. 申請法人の事業概要 A 4 版 2 枚以内

5. 申請対象の海外展開事業の全体像概要 A 4 版 6 枚以内

海外展開する事業全体像を記載する

6. 支援を受ける事業の概要 A 4 版 4 枚以内

今回応募される実現可能性調査を記載

7. 支援を受ける事業の実施スケジュール A 4 版 2 枚以内

基本1年間、最長 2 年間の事業（今回応募される実現可能性調査）スケジュールを可能な限り具体的に記載

8. 支援事業実施に関わる所要経費見込み A 4 版 4 枚以内

9. 支援を受ける事業の実施体制 A 4 版 3 枚以内

申請者、海外展開事業の実施主体となる法人、その他法人等の役割分担を記載する

その他添付資料一覧

指定の書類を11部ずつ提出すること

登記簿抄本は 1 部オリジナルがあれば、その他はコピーで構わない。ISO14001等については、マネジメントシステム登録証のコピーで構わない。

平成25年度我が国循環産業海外展開事業化促進事業に関する提案書の評価基準表

評価項目	要求要件	合計点	基礎点	加点
0. 循環産業活性化への貢献	応募された廃棄物処理・リサイクル事業が、我が国の循環産業の知見やノウハウを活用したものであり、循環産業の活性化に貢献するものか。	40	20	-
	<新規性> 応募された廃棄物処理・リサイクル事業が、新たな技術・ビジネスモデルの適用を含むか。		-	10
	<事業規模> 応募された廃棄物処理・リサイクル事業は現地の現状を十分に改善できる規模か。		-	10
1. 3Rの推進、廃棄物の適正処理、その他環境負荷の低減への貢献	応募された廃棄物処理・リサイクル事業が、3Rの推進、廃棄物の適正処理に貢献するものか。	40	15	-
	その他の環境負荷の低減に貢献するか。		5	-
	<環境負荷低減効果の大きさ> 廃棄物処理への貢献やその他の環境負荷の低減に大きな効果を上げられるものであるか。		-	20
2. 事業の実現可能性	応募された廃棄物処理・リサイクル事業が、現地の制度や社会的状況から見て実現可能か。	40	10	-
	事業実施における収支の見通しから見て事業性(採算性)があると見込まれるか。また、期待される収益は十分か。		10	-
	<事業の熟度> 応募者等のこれまでの取組により、応募された廃棄物処理・リサイクル事業の実現可能性についての検討や現地関係者との合意形成がどの程度進んでいるか。		-	20
3. 調査の実施計画	FS実施の計画が具体的であり、妥当なものであるか。	35	25	-
	ワークショップの計画が具体的であり、妥当なものであるか。		10	-
4. 事業実施の体制	主たる応募者が、将来的に応募された廃棄物処理・リサイクルを実施する法人(事業会社)となることが計画されているとともに、当該応募者が海外展開を行うための十分な組織体制、経営基盤、技術力等を有しているか(自己資金の準備等)。	40	10	-
	<体制の熟度> 事業を実施する法人の体制が、海外展開にあたって必要な知見、ノウハウ等を十分に備えているか(知見、ノウハウ等を得る体制となっているか)。		-	10
	応募されたFSを実施する法人が、FSを実施するための十分な組織体制、技術力等を有しているか(外部の協力者に調査の一部を行わせる場合は、調査の根幹部分を提案者が実施すること、協力者等の役割分担が明確で、適切であることが必要)。		15	-
	FSの従事者が本調査に従事する十分な時間があると認められるか。		5	-
5. 組織の環境マネジメントシステム認証取得状況	ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージ等)を取得しているか。(証明書を発行されたものに限る)	5	-	5
合計		200	125	75

基礎点は三段階評価(配点が20点であれば、0点(要求要件を満足しない)、10点(要求要件を概ね満足する)、20点(要求要件を十分に満足する)とする。小数点以下切り上げ)とし、いずれかの項目で0点と評価された事業については、他項目の得点に関わらず、不採択とする。